

芝山町住宅リフォーム補助制度について

★事前申込が必要です★

事前申込をされた方の合計補助見込額が予算範囲を超える場合は抽選を行います。

概要

○補助対象者

- ・補助対象住宅に現に居住し、かつ、当該住宅所在地を住所としている、又は、実績報告までに上記予定であること
- ・同一世帯にこの補助金を受けた人がいないこと
- ・世帯全員が町税等を滞納していないこと
- ・補助を受ける住宅に、今後最低10年間居住する予定であること

○補助対象住宅

- ・自己の居住の用に供する住宅
→マンション等の集合住宅は個人占有部分
→店舗等との併用住宅は個人住宅部分

○補助対象となる工事

- ・別表（この用紙の裏面）に該当する工事
- ・町内施工業者による工事（本店・個人事業主）
- ・工事金額が10万円以上（消費税除く）であること
- ・対象工事が他の補助金等と重複していないこと
- ・令和7年2月末日までに完了し、かつ、実績報告ができること

○補助金額

<通常のリフォームの場合>

補助対象経費の合計額（消費税を除く）の10%（限度額40万円）

<空家のリフォームの場合>

補助対象経費の合計額（消費税を除く）の10%+空家かさ上げ分5%（限度額60万円）

○事前申込受付期間

令和6年4月1日（月）～5月17日（金）

《提出書類》

- ①事前申込書（別記第1号様式）
- ②リフォーム工事見積書の写し

○抽選会（公開型）

※事前申請件数が予算額を超過した場合にのみ実施。

令和6年5月24日（金） 時間：未定

場所：芝山町役場（予定）

○交付申請期限（当選者のみ）

令和6年6月21日（金）

《提出書類》

- ①交付申請書（別記第3号様式）
- ②住民票の写し（世帯全員が記載されているもの）
- ③調査同意書（別記第3号様式の2）
- ④町税の納税証明書
- ⑤固定資産評価証明書又はそれに代わるもの
- ⑥リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
- ⑦リフォーム工事見積書の写し
- ⑧リフォーム工事の内容を明らかにする図面等
- ⑨賃貸住宅の場合は、建物所有者の同意書（別記第3号様式の3）
- ⑩その他町長が特に必要と認める書類

補助金交付までの流れ

町内業者に相談・工事内容の決定

事前申込 ⇒ 都市計画係へ

事前申込件数が予算額を超過した場合

事前申込件数が予算額の範囲内の場合

抽選会

申込結果通知（都市計画係から通知します）

交付申請 ⇒ 都市計画係へ（抽選となった場合は当選者のみ）

交付決定通知（都市計画係から通知します）

工事の実施（契約の締結）

工事内容や工事金額に変更がある場合は変更等承認申請書（別記第7号様式）を提出し承認を受けてください。

《添付書類》

- ①変更後の見積書
- ②変更後の工事内容を明らかにする平面図
- ③その他変更内容を示す書類

工事の完了

実績報告書（別記第9号様式）の提出 ⇒ 都市計画係へ
※工事の完了後1か月以内又は交付決定年度の2月末日のいずれか早い日までに提出

《添付書類》

- ①契約書又は請書の写し
- ②領収書の写し
- ③工事中及び工事後の住宅状況を明らかにする写真
- ④増築、改築においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証
- ⑤その他町長が必要と認める書類

内容確認後、住宅リフォーム補助金交付確定通知（都市計画係から通知します）

補助金交付請求書の提出（別記第11号様式）⇒都市計画係へ

指定口座に補助金振込み

【補助対象者となった場合】

交付決定通知前に工事契約を締結した場合、補助金交付不可となるためご注意ください。

別表

	No.	リフォームの内容	備考
対象工事（一部対象外となるものがあるため、備考欄もご確認ください）	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	・建築確認が必要なものは、実績報告の際に建築確認済証及び検査済証の写しを添付すること
	2	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	・便座の取り換えのみは対象外
	3	給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事	・増築、改築、減築工事、その他のリフォームによる撤去、移設、修理、取替、新設。宅外配管、配線工事を含む。 ・給湯器等の器具交換のみの工事は対象外 ・高効率給湯器の設置工事は対象外
	4	オール電化住宅工事	・工事の必要ないIHクッキングヒーターの設置等は対象外
	5	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	6	外壁の張り替えや塗装工事	・軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	7	部屋の間仕切りの新設や変更工事	
	8	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	・床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も対象とする。 ・内装工事に伴う室内カーテン・ブラインド等の取り替えや新設は対象とする。（カーテン・ブラインド等のみは対象外）
	9	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	10	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しも含む）	
	11	雨どい等の取り替えや修理	
	12	建具・開口部の取り替えや新設工事	・手動・電動シャッターも対象とする。 ・建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルム等の取り替えや新設も対象とする。 （窓ガラス、網戸、防犯フィルム等のみは対象外）
	13	造り付け収納家具工事	※大工工事が伴うものに限る。
	14	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	・介護保険制度、障害者制度等の他の制度の補助対象となっている部分は対象外
	15	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	・木造住宅耐震改修工事等の補助対象となっている部分は対象外
	16	防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修等）	・住宅防音工事補助の対象となっている部分は対象外
	17	住宅の解体工事	・解体工事のみは対象外。ただし、増築、改築、減築工事、その他リフォームに伴う部分の解体であれば対象とする。
対象外	18	店舗、工場、事務所、車庫、物置、倉庫 門扉、塀等	※店舗等で住居と併用としている建物については、住宅部分のみを対象とする。
	19	エントランス舗装等の外構工事	
	20	植樹、剪定等の植栽工事	
	21	下水道、合併処理浄化槽工事、雨水浸透ますの設置工事、雨水タンク設備の設置工事	
	22	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事、 防犯ライト・カメラの設置工事	
	23	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	・風呂の暖房や天井埋込み型の照明器具等のみも対象外
	24	ガスコンロ、食器洗浄機、オープンレンジ等の取替えや設置	・ビルトインタイプも対象外
	25	温水洗浄便座の取り替えや設置	
	26	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	・住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も対象外
	27	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布、ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	28	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	

《問合せ先》 芝山町企画空港政策課 都市計画係 電話：0479-77-3909